

国道54号（相生通り～平和大通り間）の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業  
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年10月14日

次のとおりプロポーザル方式による事業者選定手続きの開始を公示する。

広島市長 松井 一 實

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

国道54号（相生通り～平和大通り間）の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業

### (2) 事業内容

本市が道路管理者から道路占用許可を受けた歩道の一部に、駐輪場整備部分の路面の舗装をしたうえ、駐輪場の案内板、標識、区画線、柵、照明、駐輪場として必要な機器・舗装・配線・駐輪器具などの施設を整備し、その後の管理運営を行う。

### (3) 事業予定期間

協定締結の日から令和15年3月31日まで（約10年間）

### (4) 担当課

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（本庁舎8階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel 082-504-2349 Fax 082-504-2379

電子メール jitensha@city.hiroshima.lg.jp

## 2 申請資格に関する事項

### (1) 基本的事項

① 申請者は、駐輪場の管理運営の実績がある法人その他の団体で、駐輪場の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有するものとする（株式会社、任意団体等の組織の形態を問わない。個人は申請資格を有しない。）。

② 複数団体で共同申請する場合は、ジョイント方式により構成された団体の構成員の中から代表となる団体を定めること。なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めない。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独でこの募集に申請することはできない。

### (2) 欠格事項

申請者が申請日において、次に掲げるいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

① 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

② 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

③ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とする。

※ 暴力団等は、欠格事項①により選定の対象外となる。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供する。

### 3 募集要領等の配布方法

募集要領等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→ ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ ページ右の「令和4年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

#### (1) 配布期間

令和4年10月14日（金）から令和4年10月27日（木）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

#### (2) 配布場所 前記1(4)の担当課

### 4 質問の受付及び回答

#### (1) 受付期間

令和4年10月14日（金）から令和4年10月31日（月）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

#### (2) 受付場所

前記1(4)の担当課

#### (3) 受付方法

所定の質問票（様式10）により、前記1(4)の担当課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出すること。

#### (4) 質問に対する回答

令和4年11月 8日（火）までに、広島市ホームページに随時掲載する。

### 5 提案書の提出

#### (1) 提出期限

令和4年11月22日（火）から令和4年12月 5日（月） 午後5時15分まで

#### (2) 提出場所

前記1(4)の担当課

#### (3) 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの**必着**。）

※FAX、電子メールでの提出は不可

## 6 審査

- (1) 国道54号（相生通り～平和大通り間）の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業者選定委員会が行う。
- (2) 審査基準・方法  
募集要領による。
- (3) 選定結果の通知  
申請者に対し、12月下旬（予定）に通知する。また、選定結果を広島市ホームページへの掲載により公表する。

## 7 その他

- (1) 委員及び広島市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。
- (2) その他、詳細は募集要領による。